

財 関 第 7 4 0 号
令和 8 年 6 月 23 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 寺岡 光博

予備審査制について等の一部改正について

予備審査制について（平成12年3月31日蔵関第251号）等の一部を下記のとおり改正し、令和8年7月21日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

- 第 1 予備審査制についての一部を次のように改正する。
別紙 1 - 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改め、別紙様式 2 の次に別紙 1 - 2 から 1 - 6 を加える。
- 第 2 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。
別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。